

# (参考) 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における処遇改善加算等の主な変更点

## 1 加算区分(Ⅳ)、(Ⅴ)、特別加算廃止

- 令和3年3月31日をもって処遇改善加算の区分(Ⅳ)、(Ⅴ)及び処遇改善特別加算は廃止となる。
- ※ 経過措置として、令和3年3月から引き続き令和3年度も当該加算を取得する事業所においては、令和4年3月31日まで、従前通り算定可能
- ※ 厚生労働省・自治体において、経過措置期間中に、処遇改善加算の区分(Ⅲ)以上の取得を促進するために周知徹底を図る。

## 2 加算率の変更

- 加算率の算定方法の見直しに伴い、令和3年度から加算率が変更される。(短期入所については、新たに短期入所としての加算率を設定する。)
- 障害者支援施設が行う日中活動系サービスに係る例外的取扱いについては、加算率の変更による影響を緩和する観点から、今回の報酬改定においては、加算率を見直した上で継続する。

## 3 職場環境等要件の内容等の変更

- 職場環境等要件について、各事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、内容の見直しを行った。
  - ※ 「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性の向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の6つの区分から3つの区分を選択し、それぞれで1つ以上の取組を行うこと。なお、処遇改善加算と特定処遇改善加算において、異なる取組を行うことまでを求めるものではない。
- 職場環境等要件に基づく取組の実施について、原則、届出に係る計画の期間中における取組の実施を求めることとする。
  - ※ 届出に係る計画の期間中に実施できない合理的理由がある場合は、例外的に前年度の取組実績をもって、要件を充たすものと認めて差し支えないこととする。

## 4 配分ルールの変更(特定処遇改善加算)

- 特定処遇改善加算の事業所における配分方法について、これまで、平均賃金改善額について、「経験・技能のある障害福祉人材(A)」は「他の障害福祉人材(B)」の2倍以上とする取扱いを平均賃金改善額について、「経験・技能のある障害福祉人材(A)」は「他の障害福祉人材(B)」を上回ることとする。に変更する。

## 5 職員分類の変更特例(特定処遇改善加算)

- 特定処遇改善加算における職員分類の変更特例の例示に以下を追記する。
  - a 通常分類では「他の障害福祉人材」に分類される職員であって、研修等で専門的な技能を身につけた勤続10年以上の職員(例)
    - ・ 相談支援従事者研修修了者
    - ・ 社会福祉主事
    - ・ 教員免許保有者
  - b 通常分類では「その他の職種」に分類される職員であって、個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質の向上に寄与している職員(例)
    - ・ サービス管理責任者研修修了者
    - ・ 産業カウンセラー資格保有者
- なお、従前と同様だが、当該例示は適用の可否を決める限定列举ではないため、各事業所等において、経験・技能等を鑑みて、通常の職員分類では適正な評価ができない職員がいるかどうかを考慮し、職員分類の変更特例を適用するかどうか判断することとなる。